

**長万部町公共施設照明ＬＥＤ化事業
公募型プロポーザル実施説明書**

令和５年２月

長万部町 総務課財政係

長万部町公共施設照明ＬＥＤ化事業公募型プロポーザル実施説明書

この説明書は、長万部町が所有する公共施設の照明器具をＬＥＤ照明器具に改修するにあたり、専門的技術力、企画力及び必要知識を有する事業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めるものである。

１．業務概要

(1) 事業名

長万部町公共施設照明ＬＥＤ化事業

(2) 事業場所

北海道山越郡長万部町（仕様書内に記載する公共施設）

(3) 事業目的

本事業は、長万部町（以下「町」という。）が所有する複数の公共施設に設置されている照明器具について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のＬＥＤ照明器具に改修することを目的とする。

(4) 事業内容

- ① 設備導入に関する実施設計、施工、施工管理及び関連業務
- ② リース期間中における設備の維持管理業務

２．履行期間

現段階における事業のスケジュールは以下のとおりとする。なお、受託候補者との協議により変更することがある。

(1) 設備導入工事期間

契約締結日の翌日から令和６年３月15日まで

(2) 事業実績報告

令和６年３月15日まで

(3) リース期間

契約施工毎の工事終了の翌日から１０年間（１２０カ月）

３．担 当 課

長万部町 総務課財政係

４．事業予算限度額

(1) 提案金額

リース料金９８,９６０,０００円／１２０カ月（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

(2) 留意事項

本事業の提案金額については、契約金額の限度を示すものであり、町がこの金額で契約するものではない。また、市場価格等の変動を踏まえ協議のうえ決定するものである。

5. 応募条件

(1) 応募者

- ① 応募者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、協力会社を構成しての応募も可能とする。
 - ア. 機器をリース及び管理する業務
 - イ. 機器を製造・販売する業務
 - ウ. 工事を実施する業務
 - エ. その他、業務遂行上必要な業務
- ② 応募者の代表者は、機器をリース及び管理する業者とする。その代表者が町との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。
- ③ 参加表明時は、応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ 設備導入工事については、町内電気工事業者を活用し、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- ⑤ 応募者の代表者は、提案に必要な諸手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- ⑥ 応募者は、次の役割を各構成員にて分担する。
 - ア. 町との契約等諸手続きを行い事業遂行の責を負う。
 - イ. 施工・メンテナンスや製品供給等の多様なサービスを提供する。

(2) 応募者の資格要件

応募者の資格要件は次のとおりとし、構成員がこれらの要件を満たすこととする。

- ① 北海道内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。
- ② 応募者は、本提案募集の内容を十分に遂行できる者であること。
- ③ 応募者の代表者は、下記のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 民間企業
 - イ. 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - ウ. 法律により直接設立された法人
- ④ 応募者は、各種対策によりエネルギー削減量を提案できる者であること。
- ⑤ 応募者は、事業運営・維持管理を円滑に行うため迅速に対応ができる者であること。
- ⑥ リース期間中（１０年間）、維持管理を行うことができ、部品供給や代替照明器具の供給ができること。
- ⑦ 令和３・４年度の長万部町入札参加資格名簿に登録されていること。登録がされていない場合は、参加表明書の提出期限までに登録できること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又は構成員になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 本説明書の配布日から企画提案書提出までの期間に、町が措置する指名停止の処分を受けている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始申立てをしている者
- ⑥ 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- ⑦ 納めるべき税金を滞納している者

6. 契約事業者選定の流れ

(1) 受託候補者の選定

受託候補者の選定は、参加事業者から提出される企画提案書等に基づき、町の関係職員によるプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）が行う。

(2) 日程（予定）

項 目	日 程
プロポーザル公募開始（町HP掲載）	令和5年2月10日（金）から
参加表明書の提出期限	令和5年2月27日（月）まで
質問受付期限	令和5年3月8日（水）まで
企画提案書の提出期限	令和5年3月13日（月）まで
プレゼンテーション実施（予定）	令和5年3月20日（月）
受託候補者の選定（予定）	令和5年3月20日（月）
詳細協議 ※1	令和5年3月下旬
契約事業者の選定 ※2	令和5年3月下旬

※ 1 詳細協議

受託候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議を進めるものとする。

※ 2 契約事業者の選定

受託候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。

受託候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、受託候補者又は次点候補者の負担とする。

(3) 質問

① 質問方法

電子メール及びFAXで提出すること。

件名を「【質問書】(参加資格又は提案書) 長万部町公共施設照明LED化事業(企業名)」とすること。

② 提出先

長万部町 総務課財政係

電 話：01377-2-2451 FAX：01377-2-4884

E-Mail：somu@town.oshamambe.lg.jp

③ 質問受付期限

令和5年3月8日(水)まで

ただし、受信確認は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

④ 回答

質問者及び各提案者には、電子メール又はFAXにより回答する。なお、回答書は、本説明書の追加又は修正とみなす。

7. 参加表明書及び企画提案書の提出について

応募者又は応募者の構成員は、以下のア～カの書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け、綴じたものを11部(正本1部、副本10部)により提出すること。

(1) 参加表明書

① 提出書類

ア. 参加表明書【様式1】(構成企業体の代表者名)

イ. 構成企業届【様式2】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ. 企業概要【様式3】(リース業者・器具メーカーのみ)

会社名、代表者名、所在地、電話番号、設立年月日、資本金、従業員数、事業内容、その他

エ. 業務実績報告書【様式4】（リース業者・器具メーカーのみ）

オ. 主要構成員（リース業者・器具メーカーのみ）

a. 業種に関する許可、登録を証明する書類もしくは、受付日前3カ月以内の商業登記簿謄本の写し

b. 各社の定款又は寄付行為状況

c. 各社の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）

d. 各社の業務内容が分かるパンフレット等

e. 各社の直近1年間の納税証明書の写し

国税：法人税、申告所得税、消費税及び地方消費税は、国税通則法施行規則別紙第8号様式その3の3

f. 各社の委任状（支店・営業所の長に契約締結等の権限委任の場合）

g. 印鑑証明書（受付日前3カ月以内に発行されたもの）の写し

② 提出期限

令和5年2月27日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

(2) 企画提案書

① 提出書類

ア. 企画提案書【様式5】

イ. 事業実施方針（任意様式）

ウ. 公共施設照明LED導入計画及び維持管理に関する提案（任意様式）

エ. LED機器に関する提案（任意様式）

オ. 事業工程表（任意様式）

カ. 事業費積算書【様式6】

提案にあたり、本事業で使用する機器については、公共施設の照明設置状況を理解した上で、場所ごとに必要となる明るさを確保できる器具を選定し、使用する機器の生産能力及び供給体制、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容等について、A4版で記載すること。

② 提出期限

令和5年3月13日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。）

(3) 作成要領

① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。フォントは見やすいフォントとして11ポイント以上とすること。

② 各提案書類には、各ページ下部中央に提出書類ごとの通し番号を振ること。

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送による場合は配達確認ができるものとし、それぞれの提出期限の午後5時まで必着とする。

(5) 提出先

〒049-3592

山越郡長万部町字長万部453番地1

長万部町 総務課財政係

電 話：01377-2-2451 FAX：01377-2-4884

(6) 参加を辞退する場合

応募者が「長万部町公共施設照明LED化事業」公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和5年3月13日（月）までに辞退届（任意様式）を提出すること。

8. 参加資格審査と結果通知

参加表明書受付後、参加資格の有無及び提出書類の審査を行い、その結果を令和5年3月3日（金）までに応募者に通知する。なお、参加資格が有ると確認された者には、結果通知に合わせて企画提案書の提出を依頼する。

9. 受託者の決定方法

(1) 審査について

審査については、提出された企画提案書等をもとに審査会にて総合的に評価し、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 評価基準

評価は、企画提案書等の内容、プレゼンテーションの内容、質疑の内容等を元に判断し、以下の項目に基づき採点を行うものとする。

評価項目	評 価 事 項	配点
事業者の概要 ・導入実績	経営状況、資金調達計画、組織体制、役割分担、連絡体制等、同種事業・類似事業・関連事業の実績	20
費用対効果	導入による電気代削減額に対するリース料負担額、維持管理コスト等の経済的メリット、見積金額の適正度合	30
保証内容	機器の保証内容、緊急時・不具合発生時対応等	20
機器選定・工事内容	導入するLED照明機器の妥当性、機器の性能・品質・他の機器に対しての優位性、設備導入工事の手法、現地調査、各施設担当者との協議、施設利用者への配慮等	20
波及効果	町内業者の活用及び協力体制等地域経済への波及効果、CO2排出量の削減等環境への配慮、その他導入による効果	20
プレゼンテーション	提案の独自性・優位性、全体のバランス、説明・質問への回答等の適格性	10
合 計		120

(3) 書類審査は、参加表明書及び企画提案書を用いて審査を行う。

(4) プレゼンテーションの実施

- ① 審査会において、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。
- ② プレゼンテーションの日程は、令和5年3月20日（月）を予定とし、時間及び場所については、提案者への電子メール等で通知する。
- ③ プレゼンテーションの方法は、審査会委員に対して提案説明（30分以内）、審査会委員から提案者への質疑と応答（20分程度）を提案者ごとに行う。
- ④ プロジェクター等の機材を使用する場合は、事前に連絡をすること。
- ⑤ 参加申込が1件の場合等、プレゼンテーションの実施を必要としないと認めたときは、プレゼンテーションは行わず、提案者の書類審査によることができることとする。

(5) 選考結果

選考結果については、選考後速やかに応募者全員に直接文書で通知する。

電話や口頭、FAX、電子メール等による問い合わせには応じない。なお、応募者が1者の場合、書類選考のみで受託候補者を決定する場合がある。

10. リース期間終了時の取り扱い

リース期間終了後、契約事業者の設置した設備の所有権は、町に無償（手続きに係る費用も含む。）で譲渡することとする。

11. 契約の締結

契約は、「長万部町公共施設照明LED化事業」について、受託候補者と随意契約により契約締結するものとし、契約等に関する事務手続きは、町の条例及び規則等の定めるところによるものとする。

受託候補者の提出した企画提案書等に基づき、仕様及び予定価格を設定し、改めて見積書の提出を依頼するものとする。

12. 留意事項

(1) 応募に関する留意事項

① 費用負担

応募に関する全ての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

② 提出書類の取り扱い

町の指示によらない提出書類の変更、差し替え、再提出、返却には応じないものとする。

ア. 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。

イ. 町は、参加事業者が無断で「長万部町公共施設照明ＬＥＤ化事業」以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らすことはない。ただし、長万部町情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は、提出された書類を公開する場合がある。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案、意匠権、商標登録等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護された第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 町からの提供書類の取り扱い

町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

⑤ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、１つの提案しか行うことはできない。

⑥ 構成員の変更禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、代表事業者以外の構成員の変更の場合は、町と協議を行い、町がこれを認めたときはこの限りではない。なお、この場合でも参加資格確認申請時点で応募者の資格要件を満たしているものとする。

⑦ 電気代削減額等については、別紙「積算用照明点灯時間一覧」を参考として積算すること。

⑧ 提出期限の問い合わせには応じない。

⑨ 郵便、電子メール等の通信事故については、町は一切の責任を負わない。

(2) 審査、選定に関する留意事項

① 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、場合によっては指名停止処分とする。

ア. 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載しなかった場合

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ. 本説明書に違反すると認められた場合

エ. 不正な手段を用いて本事業を誹謗し又は事業の公正な進行を妨げた場合

オ. 「長万部町公共施設照明ＬＥＤ化事業」の見積金額が提案上限を超えている場合

② 企画提案書等が本説明書に示された条件に適合しないと判断される場合は、無効となることもある。

③ 必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

④ 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(3) 事業実施に関する留意事項

① 誠実な業務遂行

ア. 契約事業者は、本説明書及び配布資料諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

イ. 業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、町との間で誠意をもって協議すること。

ウ. 業務の遂行上知り得た内容は、他人に漏らさないこと。

② 事業契約期間中の事業者との関わり

契約事業者は、事業者の責により事業を遂行する。町は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

③ 事業の継続が困難となった場合における措置

ア. 契約事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町は契約事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、契約事業者が当該期間内に改善することができなかった場合には、町は、契約事業者との契約を解除することができるものとする。

イ. 契約事業者が倒産し、又は契約事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、町は契約事業者との契約を解除することができる。

ウ. 上のア又はイにより契約を解除した場合には、契約事業者は、町に生じた損害を賠償しなければならない。

エ. 不可抗力その他、町又は契約事業者の責に帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、町と契約事業者は、事業継続の可否について協議する。

(別紙)

積算用照明点灯時間一覧

No.	施設名 (種別)	1日当たりの 平均照明点灯 時間(h/日)①	照明点灯 日数(日) ②	合 計 (h/年) ①×②
1	役場庁舎・ふれあい健康センター(高圧)	6	250	1,500
2	役場大型車庫 (高圧)	6	250	1,500
3	長万部町福祉センター (高圧)	6	250	1,500
4	長万部町立さかえ保育所 (低圧)	6	250	1,500
5	長万部町消防庁舎 (高圧)	8	365	2,920
6	長万部小学校 (高圧)	6	250	1,500
7	長万部中学校 (高圧)	6	250	1,500
8	長万部町学習文化センター (高圧)	6	250	1,500
9	長万部町青少年会館 (高圧)	6	250	1,500
10	長万部町民センター (低圧)	6	250	1,500
11	平和祈念館 (低圧)	6	250	1,500
12	植木蒼悦記念館 (低圧)	4	250	1,000
13	長万部町B & G海洋センター (低圧)	5	140	700
14	長万部町学校給食センター (高圧)	6	250	1,500